

9条改憲ストップ！

憲法を生かした

政治・社会の実現、コロナ対策を

日本国憲法第九條

【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

日本国は、武力と戦争を放棄し、その手段の採用を試みず、国威を誇示する戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



FAX 03-3261-5453

1冊100円

送料別

郵政省発行

国会会館

〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1